

入院時の食事代および生活費

基準日：令和 8 年 6 月 1 日現在

入院時の食事代は、医療費とは別に、食事療養標準負担額として患者が負担します。ただし、65 歳以上の方で、療養病床に入院した場合は、食事代・居住費（光熱水費）については、生活療養標準負担額として患者が負担します。

入院時食事療養費の標準負担額

区分	食費(1 食)
現役並み所得者および一般	550 円
低所得 2 (90 日までの入院)	270 円
低所得 2 (90 日以上入院)	220 円
低所得 1	130 円

指定難病患者
1 食 = 330 円

入院時生活費の標準負担額

区分	食費 (1 食)	居住費 (1 日)
医療の必要性が低い方 (医療区分 1)		
現役並み所得者及び一般	550 円	430 円
低所得 2	270 円	430 円
低所得 1 (老齢福祉年金受給者以外)	160 円	430 円
低所得 1 (老齢福祉年金受給者)	130 円	0 円
医療の必要性が高い方 (医療区分 2・3)		
現役並み所得者及び一般	550 円	430 円
低所得 2 (90 日までの入院)	270 円	430 円
低所得 2 (90 日以上入院)	220 円	430 円
低所得 1 (老齢福祉年金受給者以外)	130 円	430 円
低所得 1 (老齢福祉年金受給者)	130 円	0 円
指定難病患者		
現役並み所得者及び一般	330 円	0 円
低所得 2 (90 日までの入院)	270 円	0 円
低所得 2 (90 日以上入院)	220 円	0 円
低所得 1 (老齢福祉年金受給者以外)	130 円	0 円
低所得 1 (老齢福祉年金受給者)	130 円	0 円

* 低所得 2 = 住民税非課税世帯

* 低所得 1 = 住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下